

大牟田市議会傍聴規則

昭和 36 年 7 月 27 日
議会規則第 1 号

改正 平成 9 年 2 月 21 日議会規則第 1 号

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席は、報道関係者のほか議長の許可を得た者に限り入場することができる。

(傍聴の制限)

第 3 条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(5) ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子を着用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止しその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大牟田市議会傍聴規則(昭和 23 年 3 月 1 日告示第 14 号)は、廃止する。

付 則(平成 9 年 2 月 21 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。